

宇都宮市少年スポーツ指導員に関する要領

1 目的

少年スポーツ活動の指導及び少年スポーツ団体の育成に関し、相当な知識又は経験を有する指導者を「少年スポーツ指導員（以下指導員）」として依頼することで、少年スポーツの指導を通じた「ひとり1スポーツ」の推進を図ることを目的とする。

2 活動内容

指導員は、少年スポーツ活動に関し、次に掲げる内容を行う。

- (1) スポーツの実技指導に関すること。
- (2) スポーツ活動促進のための組織の育成に関すること。
- (3) スポーツ活動に対する指導助言に関すること。
- (4) 生涯学習センター、学校及び少年関係団体相互の連絡に関すること。
- (5) 上記に規定するもののほか、少年スポーツ活動の振興に関すること。

3 遵守事項

指導員は、少年スポーツ活動において、次に掲げる事項を遵守する。

- (1) 指導員は、指導の予定表を作成してあらかじめ市長に届け出ること。ただし、緊急に指導等が生じたときは、必要に応じて届け出るものとする。
- (2) 指導員は、指導員としての信用を傷つけ、又は指導員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) 指導員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (4) 指導員は、活動時間において、少年スポーツ活動の指導・育成を誠実に行うこと。
- (5) 指導員は、少年スポーツ活動の指導・育成において必要な知識及び技能の向上に努めること。

4 活動期間

指導員としての活動期間は、1年とする。ただし、補欠の指導員の活動期間は、それまで活動してきた指導員の残りの期間とする。また、活動期間が終了した指導員に対し継続して依頼することができる。

5 謝金

謝金は、年額8,000円とする。

6 その他

- (1) 指導員は、スポーツ活動が対象となる傷害保険に加入しなければならない。
- (2) 指導員が特別の理由により、活動ができなくなったとき又は指導員として適格性を欠くことになったときは、依頼を取りやめることができる。
- (3) この要領に定めるもののほか、指導員に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。